令和3年第4回五戸町農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和3年4月12日(月)午前9時30分から10時16分
- 2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室
- 3. 出席委員 (18人)

会 長 岩 井 壽美雄 君 会長職務代理者 北 村 勉 君 番 三 浦 弘 文 君 克 君 3 5 番 高 橋 村 國 昭 君 7 番 佐々木 一 榮 君 6 番 高 8 番 柏 田雅俊君 9 番 佐々木 喜 克 君 11番 沼 沢 こえ子 君 10番 中 里 光 明 君 12番 豊 川敏雄君 13番 竹 原 誠君 14番 時 田 宏君 15番 中川原 隆 雄 君 16番 稲 村 健 一 君 17番 鈴 木 徳 治 君 18番 大 沢 トモ子 君 19番 鳥谷部 甚一郎 君

- 4. 欠席委員 (1人)
 - 4 番川崎良巳君
- 5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 業務報告
 - 第3 報告第5号 農地法第52条の規定に基づく情報提供について
 - 報告第6号 農地移動適正化あっせん委員の指名報告について
 - 報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 - 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第17号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に 係る意見について
 - 議案第18号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に 係る意見について
 - 議案第19号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計 画の承認について
 - 議案第20号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について
 - 議案第21号 職員の任命について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長中村弘幸君事務局次長町屋剛君総務班長川村悦子君主事大澤翔太君

- 7. 会議の概要
- **会 長(岩井)** ただ今から令和3年第4回五戸町農業委員会総会を開会いた します。

本日は、大変お忙しいところ御参集くださいまして、厚く御礼申し上げます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付してあるとおりです。 よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

事務局(中村) 本日、4番川﨑良巳委員から欠席の旨の通告がありませんが、 出席者は、19名中18名で、定客数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則により、議長は会長が務めることとされておりますので、議事の進行をお願いいたします。

議 長(岩井) これより議事に入ります。日程第1 議事録署名委員及び会議 書記の指名を行ないます。

会議規則第 17 条第 1 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(岩井) それでは、8番 柏田雅俊委員、15番 中川原孝雄委員にお願 いします。

なお、本日の会議書記には、事務局の町屋次長を指名します。

議 **長(岩井)** それでは、日程第2 業務報告については、事務局より説明を お願いします。

事務局(町屋) 〔業務報告の朗読及び説明〕

議 長(岩井) ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長(岩井) この際、暫時休憩いたします。

(休憩中)

議 長(岩井) 休憩を解き、会議を続けます。 そのほかございますか。よろしいですか。

議 長(岩井) それでは、以上で日程第2 業務報告を終わります。

議 長(岩井) 次に、日程第3 報告第5号「農地法第52条第の規定に基づく情報提供について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。

事務局(町屋) 総会資料の1ページをご覧願います。

農地法第52条の規定に基づく情報提供についてでございます。 2ページをご覧ください。令和2年1月から12月までの1年間に 締結された賃貸借における10a当たりの賃借料水準を情報提供する ものです。

水田については、五戸町全域で平均額●●円、最高額●●円、最低額●●円、調査筆数は158 筆となっております。

普通畑については、五戸町全域で平均額●●円、最高額●●円、最 低額●●円、調査筆数は80筆となっております。

報告第5号については以上でございます。

- **議 長(岩井)** ただ今の報告第5号について、発言のある方は挙手をお願い します。
- 13番(竹原) 普通畑の賃借料ですけれども、五戸台地の契約した単価も入

っているのですか。

事務局(町屋) 入っております。

13番(竹原) わかりました。

議 長(岩井) その他ございますか。

- **15番(中川原)** 参考までにお伺いしたいのですが、水田で現物給付、玄米 30 キロとか 60 キロとか、賃借料に値する現物で払っている場合、このことにつきまして集計上、入っているのかどうか、お伺いしたいと思います。
- **事務局(町屋)** 資料を持ち合わせていませんので、次回の総会の際に報告させていただきます。
- **議 長(岩井)** その他ございますか。

(「なし」の声あり)

- **議 長(岩井)** 特に発言がないようですので、報告第5号を終わります。
- **議 長(岩井)** 次に、報告第6号「農地移動適正化あっせん委員の指名報告 について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局(川村) それでは、議案書の 3 ページ、参考資料の 1 ページをご覧く ださい。

報告第6号地移動適正化あっせん委員の指名報告について、五戸町農地移動適正化あっせん基準(昭和47年10月23日議決)8の(1)の規定に基づき、下記のとおりあっせんの申し出があったので、同基準8の(7)及び同基準細則(昭和47年10月23日議決)7の規定によりあっせん委員2名を指名してあっせんに付しましたので報告いたします。

農地の所在は、大字浅水字堀切、地目は畑、面積は●●㎡です。

4月2日、あっせん委員会を開催しましたが、不成立となりました。 以上です。

議 長(岩井) ただ今の報告第6号について、発言のある方は挙手をお願いします。

2番(北村) 不成立になった主な理由は何か。

事務局(川村) 希望金額差があり、成立に至りませんでした。

議 長(岩井) その他ございますか。

(「なし」の声あり)

議 長(岩井) 特に発言がないようですので、報告第6号を終わります。

議 長(岩井) 次に、報告第7号「農地法第18条第6項の規定による通知書 の受理について」を議題とします。

報告第7号の4番につきましては、時田宏委員に関する事案となっており、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与が制限されるところですが、報告事案でもあることから、参考人としてこのまま着席いただき、議事を進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 **長(岩井)** それでは、時田宏委員着席のまま議事を進めます。 報告第7号については、事務局より説明をお願いします。

事務局 (川村) それでは、議案書の 4 ページ、参考資料の 3 ページをご覧く ださい。

報告第7号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について農地法施行規則第68条第1項の規定により、下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したのでご報告いたします。

今月の通知書の受理は5件です。

1番、大字切谷内字菖蒲川後、田、1 筆、面積は●●㎡です。申請地が軟らかく効率よく作業できないため解約するものです。

2番、字筒口川原、田、1 筆、面積は●●㎡です。水利が悪いため解約するものです。

3番、大字倉石又重字中崎、畑、計 2 筆、面積は●●㎡です。 新たに別の農地を借り受けるため解約するものです。

4番、字下根前、田、1 筆、面積は●●m²です。申請地が軟らかく効率よく作業できないため解約するものです。

5番、大字上市川字中里谷地、田、1 筆、面積は●●㎡です。申請地が軟らかく効率よく作業できないため解約するものです。

6番は、5番と同じ農地です。農地中間管理事業で一括方式に変 更になる以前の契約を解約したため、賃借人と機構との解約、機構 と農地所有者との解約となったものです。そのため、通知書の受理 は5件ですが、議案では6件の処理となりました。

以上です。

- **議 長(岩井)** ただ今の報告第7号について、発言のある方は挙手をお願いします。
- **13番(竹原)** 5ページの3番について質問します。先ほどの説明では、3 番は新たに別の農地を借りるために合意解約ですが賃借人は同じ人ですか。
- 事務局(川村) 町が所有する農地を新たに別なところを●● ㎡借りるという 事で、今解約された部分については、別な方が借りるという事で手 続きが進んでいると農林課から聞いております。
- 13番(竹原) はい、わかりました。
- **議 長(岩井)** その他ございますか。

(「なし」の声あり)

議 長(岩井) 特に発言がないようですので、報告第7号を終わります。

議 長(岩井) ここで農地調査会、今月の調査委員は、10番中里光明委員 と18番大沢トモ子委員です。調査委員席に着席ください。

(調査委員着席)

議 長(岩井) 次に、日程第4 議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。

事務局(川村) それでは、議案書の 7 ページ、参考資料の 13 ページをご覧く ださい。

> 議案第 16 号農地法第3条の規定による許可申請について農地法 第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めるも のです。今月の許可申請は、1 議案 4 件です。

> 1番と2番は、贈与による所有権移転に関する件、3番は、売買による所有権移転に関する件、4番は、期間10年間の賃貸借に関する件です。

1番、大字倉石中市字田茂平、畑、1筆、面積は●●㎡です。

2番、大字切谷内字佐野前谷地、字兎内下谷地、田、計 2 筆、面積は●●㎡です。

3番、大字切谷内字菖蒲川後、字中菖蒲川、田、計3筆、●●㎡。 字菖蒲川下平、字下蛇沢、畑、計7筆、面積は●●㎡。合計10筆、 面積は●●㎡です。

4番、大字倉石石沢字下雨原平、畑、計 6 筆、面積は●●㎡です。

1番から4番は、別添調査書にありますとおり農地法第3条第2項各号に該当するものではありません。ともに経営の安定・農地の保全を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件を満たしていると考えます。

ご参考までに売買価格をお知らせします。

3番の売買価格は、●●円、10a あたり●●円です。以上です。

議 長(岩井) ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、中里光明委員 から、調査結果の報告をお願いいたします。 **中里光明委員** 座ったままで報告させていただきます。農地法第3条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。

議案書の7ページ議案第16号と参考資料の13ページを御覧ください。

4月2日に、岩井会長と大沢トモ子委員及び事務局職員4名で現 地調査を行いました。

1番は、譲渡人と譲受人は空き家バンク登録住宅を購入した関係で、隣接する農地を管理出来なくなり、譲渡人から申し出があり、 農地を贈与するものです。譲受人は、主に大豆を作付けし、自家野菜も作付けしたいそうです。

2番は、譲渡人と譲受人は知人で、譲渡人が管理できなくなったため、譲渡人から申し出があり、農地を贈与するものです。譲受人は、水稲を作付けするそうです。

3番は、譲渡人と譲受人は親戚で、譲渡人が管理出来なくなった ため、譲渡人から申し出があり、農地を売買するものです。譲受人 は、水稲、大豆、小豆を作付けするそうです。

4番は、譲渡人と譲受人は知人で、譲受人が新規就農するため譲受人から申し出があり、農地を賃貸借するものです。譲受人は、ジャガイモ、かぼちゃ、ニンニクを作付けする予定です。

以上で調査結果の報告を終わります。

議 長(岩井) ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(岩井) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方

は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長(岩井) 全員賛成ですので、議案第 16 号は原案のとおり決定いたしま した。 議 長(岩井) 次に、議案第17号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地 転用許可に係る意見について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。

事務局(川村) それでは、議案書の 10 ページ、参考資料の 31 ページをご覧 ください。

議案第 17 号農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法施行令第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものです。

今月の許可申請は、1 議案 1 件です。農地の所在は、大字上市川字越口、地目は畑、面積は●●㎡です。転用目的は、山林となります。この農地区分は、その他の第 2 種農地と判断いたします。以上です。

- **議 長(岩井)** ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、大沢トモ子 委員から、調査結果の報告をお願いいたします。
- **大沢トモ子委員** 農地法第4条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。

議案書の10ページ議案第17号と参考資料の31ページを御覧 ください。3条申請と同じく4月2日に現地調査を行いました。

1番は、周囲が山林で日当たりが悪く、土壌が痩せていて思うように収穫が上がらないため、スギを植林し山林に転用する計画です。申請地の周辺の状況は、北側と南側は山林で、西側は原野となっております。東側は畑ですが、土地の所有者から承諾を得ていますので、周囲に影響が無いことを確認しております。

以上で調査結果の報告を終わります。

議 長(岩井) ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(岩井) よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第17号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙 手をお願いします。

(全員挙手)

- 議 **長(岩井)** 全員賛成ですので、議案第17号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。
- 議 長(岩井) 次に、議案第 18 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地 転用許可に係る意見について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
- **事務局(川村)** それでは、議案書の 11 ページ、参考資料の 45 ページをご覧 ください。

議案第18号農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法施行令第15条第1項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めます。

今月の許可申請は、1 議案 1 件です。農地の所在は、字中ノ沢西 張、地目は畑、計 2 筆、面積は \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc 転用目的は、太陽光パネルの設置になります。この農地区分は、その他の第 2 種農地と判断いたします。

以上です。

- 議 **長(岩井)** ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、大沢トモ子 委員から、調査結果の報告をお願いいたします。
- **大沢トモ子委員** 農地法第5条の許可申請にかかる現地調査の結果を報告いた します。

議案書の11ページ議案第18号と参考資料の45ページを御覧ください。3条、4条申請と同じく4月2日に現地調査を行いました。

1番は、譲渡人から売買により、申請地に太陽光パネルを設置し、 太陽光発電を行う計画です。周囲は、東側は国道4号線。北側と 西側は畑。南側は畑と宅地になっており、汚水等は発生せず、雨水は地下浸透のため、周囲に影響が無いことを確認しております。 以上で調査結果の報告を終わります。

議 長(岩井) ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(岩井) よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙 手をお願いします。

(全員挙手)

議 **長(岩井)** 全員賛成ですので、議案第 18 号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

調査委員の方々、ありがとうございました。 指定席にお戻りください。

(調査委員、指定席に戻る)

議 長(岩井) 次に、議案第 19 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利 用集積計画の承認について」を議題とします。

議案第19号の1番については、稲村健一委員に関する事案であるため、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、議事参与が制限されますので、審議終了まで退席をお願いします。

(稲村健一委員 退席)

- **議 長(岩井)** それでは、事務局より説明をお願いします。
- 事務局(川村) それでは議案書の12ページをご覧ください。

議案第 19 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画

の承認について、農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。五戸町長より令和 3 年 3 月 25 日付け、五農林第 562 号で農用地利用集積計画の決定を求められています。1 議案 38 件で合計面積は●●㎡です。議案中の賃借料でカッコ書きの数字は年額です。

1番、農地の所在は、字上新道、畑、面積は●●㎡です。5年間の 賃貸借で、賃借料は10āあたり●●円、年額●●円です。 以上です。

議 長(岩井) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(岩井) よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第19号の1番について、原案のとおり決定することに賛成の 方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長(岩井) 全員賛成ですので、議案第19号の1番は、原案のとおり決定 しました。

ここで、稲村健一委員を入室させてください。

(稲村健一 委員、入室・着席.)

- **議 長(岩井)** 次に、議案第19号の2番から12の29番について事務局より説明をお願いします。
- **事務局(川村)** 2番、農地の所在は字中ノ沢、畑、面積は●●㎡。10 年間の 賃貸借で、賃借料は10ā あたり●●円、年額●●円です。
 - 3番、農地の所在は大字倉石石沢字雨原平、畑、面積は●●㎡です。10年間の賃貸借で、賃借料は10āあたり●●円、●●円です。4番、農地の所在は大字倉石石沢字石沢後、田、面積は●●㎡で

す。10年間の賃貸借で、賃借料は10ā あたり●●円、●●円です。 5番、農地の所在は大字倉石中市字小渡、畑、計2筆、面積は●

6番、農地の所在は大字倉石中市字中市境田、田、面積は●● m²。5年間の賃貸借で、賃借料は10āあたり●●円、●●円です。

7番、農地の所在は字蛯川後、字熊野林後、田、計 5 筆、面積は ●●㎡。1 年間の賃貸借で、賃借料は 10ā あたり●●円、●●円で す。

8番、農地の所在は字蛯川村、字蛯川後、田、計 2 筆、面積は● m²。3 年間の賃貸借で、賃借料は 10ā あたり ● 円、● ● 円です。 9番、農地の所在は字赤川前、田、面積は ● m²。5 年間の賃貸借で、賃借料は 10ā あたり ● ● 円、● ● 円です。

10番、農地の所在は大字倉石石沢字木戸場、畑、計2筆、面積は ●●㎡。5年間の賃貸借で、賃借料は10āあたり●●円、●●円で す。

11番、農地の所在は大字倉石又重字長畑、田、面積は●●㎡。

3年間の賃貸借で、賃借料は10āあたり●●円、●●円です。

12番の1から12番の29の利用権の設定を受ける者は同一人です。 12番の1と12番の2は新規の賃貸借です。

12番の1、農地の所在は、大字切谷内字大久沢尻、田、面積は●

12番の 2、農地の所在は、大字切谷内字高田、田、計 2 筆、面積は \oplus \oplus m 。 5年間の賃貸借で、賃借料は 10ā あたり \oplus \oplus 円、 \oplus \oplus 円です。

12番の3から12番の29の27件は、同条件10a当たり \blacksquare 円、物納10a当たり米 \blacksquare 使での再設定ですので、お時間をいただいてごらんいただきたいと思います。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議 **長(岩井)** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

- 19番(鳥谷部)2番の耕作者の作付け内容と経営面積を教えてください。
- **事務局(川村)** 経営面積は議案に載っております。作付けの内容については、 農地中間管理機構の農林課の方で確認しているはずですので、次回 報告させていただいてよろしいでしょうか。
- 19番(鳥谷部)はい。
- **議 長(岩井)** その他ございますか。
- **13番(竹原)** ●●さんは、ほとんど田ですけれど、畑の方は農場自体でやっていないのか。
- **事務局(川村)** 12 の 8 に畑を 3 筆で●●㎡借りていますが、賃借料については田と同じ 10 a 当たり●●円と聞いております。
- **13番(竹原)** 作物は何を付けているのか。
- **事務局(川村)** 野菜各種と言うことで聞いております。具体的な作物名については、詳しく聞いていなかったので次回の報告でよろしいでしょうか。
- **13番(竹原)** 作付け品目を聞くのが義務ではないのか。
- 事務局(川村) 野菜と申出書に書いてありましたが、品種とか具体的な作物 について、確認しておりませんのでしたので、今後は何を作付けす るのか確認したいと思います。今回の畑については、何を作付けす るのか確認して、次回報告したいと思います。
- **13番(竹原)** そのようにお願いします。
- **議 長(岩井)** その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(岩井) よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第19号の2番から12の29番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

- **議 長(岩井)** 全員賛成ですので、議案第19号の2番から12の29番について、原案のとおり決定しました。
- 議 長(岩井) 次に、議案第20号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断 について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局(町屋) それでは資料の 27 ページをご覧願います。参考資料は 67 ページからでございます。

荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてでございます。

1議案2件です。

1番の字大久保の畑、1筆について令和3年3月15日、所有者から申出があり、25年以上前から耕作していないため、農地に復元することが困難となった土地です。

2番の字中森の畑、1筆について令和3年3月12日、所有者から申出があり、45年以上前から耕作していないため、農地に復元することが困難となった土地です。

令和3年4月2日の農地調査会で現地確認した結果、農地法の運用について第4の(4)に該当し、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地について、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地として決定を求めるものです。2筆、計●●㎡です。

説明は以上です。

議 長(岩井) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(岩井) よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第20号について、非農地と判断することに賛成の方は挙手を

お願いします。

(全員挙手)

- **議 長(岩井)** 全員賛成ですので、議案第20号は、非農地と判断することに 決定しました。
- **議 長(岩井)** 次に、議案第21号「職員の任命について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
- **事務局(町屋)** 資料は 28 ページ、29 ページとなります。職員の任免についてでございます。

五戸町農業委員会職員を次のように任免させる。

29ページをご覧ください。

1出向 令和3年4月1日五戸町長部局へ出向させる。

小保内 一典、赤坂 和浩、黒沢 満尋

2併任 令和3年4月1日五戸町農業委員会職員に併任させる。 中村 弘幸

3任命 令和3年4月1日五戸町農業委員会職員に任命する。 町屋 剛、大澤 翔太 以上でございます。

議 **長(岩井)** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(岩井) よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第21号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙 手をお願いします。

(全員举手)

議 長(岩井) 全員賛成ですので、議案第21号は、原案のとおり決定しました。

議 長(岩井) 以上で、本日の日程はすべて終了しました。 これをもって、令和3年第4回五戸町農業委員会総会を閉会します。 五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

令和3年4月12日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員